

株式会社ニッセンに対する勧告について

平成24年9月21日

公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社ニッセン（以下「ニッセン」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）、同項第4号（返品の禁止）及び同条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反する事実が認められたので、本日、下請法第7条第2項及び同条第3項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 関係人の概要

名 称	株式会社ニッセン
本店所在地	京都市南区吉祥院這登中町18番地
代 表 者	代表取締役 佐村 信哉
事業の概要	衣料品、家具、雑貨等の小売業（通信販売業）

2 勧告の概要等

(1) 違反事実の概要

ア ニッセンは、衣料品、家具、雑貨等の製造を下請事業者に委託しているところ、発注書面を作成し、送付するための費用等を確保するため、下請事業者に対し、「事務手数料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請した。この要請に応じた下請事業者について、ニッセンは、平成22年9月から平成24年1月までの間、下請事業者に責任がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。減額した金額は、下請事業者133名に対し総額1410万8202円である。

イ ニッセンは、下請事業者の給付を受領した後、平成22年8月から平成24年5月までの間、下請事業者に責任がないのに、販売期間が終了した際の在庫商品又は受領後6か月を経過した商品^(注)を下請事業者に引き取らせていた。返品分の下請代金相当額は、下請事業者102名に対し総額2841万799円である。

(注) 商品に瑕疵が発見されたとして返品を行ったが、受領後返品までに6か月を経過していた。受領後6か月経過後は、商品に瑕疵を発見した場合であっても返品はできない（商法第526条）。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所下請課 電話 06-6941-2176（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

ウ ニッセンは、前記イの受領後6か月を経過した商品の返品を行うに当たり、平成22年8月から平成24年5月までの間、下請事業者75名に当該返品に係る送料を提供させることにより、当該下請事業者の利益を不当に害していた。

エ 本件について、ニッセンは、次の対応を採っている。

- (7) 前記アの行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること及び今後、「事務手数料」として下請代金の額を減じないことを、平成24年1月11日開催の取締役会の決議により確認した。
- (4) 下請事業者に対し、平成24年1月11日及び同年3月14日、減額した金額を返還した。

(2) 勧告の概要

ア(7) ニッセンは、下請事業者に対し、前記(1)イの行為により下請事業者に返品した物について、速やかに、引き取っていない物を再び引き取り、並びに当該再び引き取った物及び再び引き取ることが見込めない物の下請代金相当額を支払うこと。

- (4) ニッセンは、下請事業者に対し、前記(1)ウの行為により提供させた額を、速やかに支払うこと。

イ ニッセンは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

- (7) 前記(1)イの行為が、下請法第4条第1項第4号の規定に違反するものであること
- (4) 前記(1)ウの行為が、下請法第4条第2項第3号の規定に違反するものであること
- (4) 今後、前記各号の規定に違反する行為を行わないこと

ウ ニッセンは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

- (7) 前記ア及びイに基づいて採った措置の内容
- (4) 前記(1)アの行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること及び今後、「事務手数料」として下請代金の額を減じないことを取締役会の決議により確認したこと
- (4) 今後、下請事業者には責任がないのに、下請代金の額を減じないこと
- (4) 減額した金額を、下請事業者を支払ったこと

エ ニッセンは、今後、下請法第4条第1項第3号、同項第4号及び同条第2項第3号の規定に違反する行為を行うことがないように、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じるとともに、その内容を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

オ ニッセンは、次の事項を取引先下請事業者に周知すること。

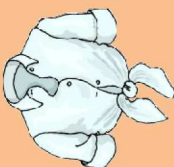
- (7) 前記アからウまでに基づいて採った措置

- (イ) 前記(1)アの行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること及び今後、「事務手数料」として下請代金の額を減じないことを取締役会の決議により確認した旨
- (ウ) 減額した金額を、下請事業者に支払った旨
- (エ) 前記エの社内体制の整備のために必要な措置を講じた旨

公正取引委員会 による勧告の内容

- 返品後引き取っていない物を再び引き取ること
- 提供させた送料の総額を下請事業者に支払うこと
- 今後、返品及び不当な経済上の利益の提供要請を行わないことと取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること

など



(株)ニッセン (親事業者)
(衣料品, 家具, 雑貨等の小売業〔通信販売業〕)

衣料品, 家具, 雑貨等を製造委託

①発注書面を作成し, 送付するための費用等を確保するため

総額約1411万円を

下請代金から減額した(133名)

※ニッセンは, 下請事業者に対し, 減額した総額を返還している。

②販売期間が終了した際の在庫商品又は受領後6か月を経過した商品である

総額約2841万円相当の商品を

下請事業者に返品した(102名)

③前記②の受領後6か月を経過した商品の返品を行うに当たり

下請事業者に送料を提供させた(75名)

下請事業者 (156名)

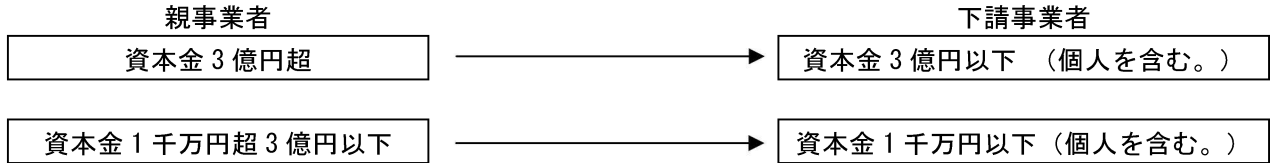
2 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

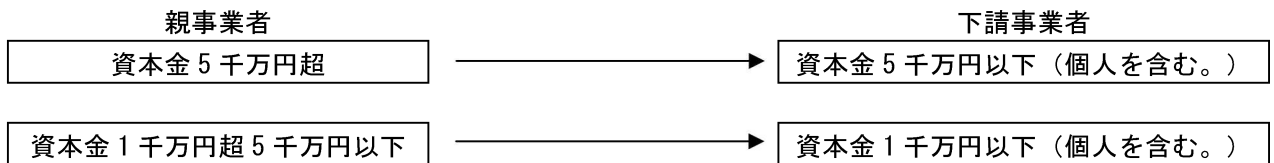
○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送, 物品の倉庫における保管, 情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2, 第3条, 第4条の2, 第5条）及び禁止事項（第4条第1項, 第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品 of 禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

3 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年六月一日法律第二十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三～四 （略）

9～10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一～二 （略）

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五～七 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一～二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきこと

とを勧告するものとする。

- 3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。